東京都バドミントン協会 理事長 横山 登

# 失効した公認審判員資格の再取得について (2024年4月修正)

平素から本会の競技審判活動の普及発展にご理解とご尽力を賜り誠に有難うございます。

(公財)日本バドミントン協会より審判資格失効者の再取得について以下のような伝達が有り、失効者 の再取得(更新では有りません)が可能になりましたのでご連絡いたします。

公認審判員資格について、以下の場合に公認審判員資格を失効します。

(公財) 日本バドミントン協会公認審判員資格登録規定

第7条 審判員は次に該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 審判員資格登録を更新しないとき
- (2) 本会で失格が適当と認めたとき
- (3) 各加盟団体より資格抹消の手続きがなされたとき
- (4) 本会の会員でなくなったとき

失効した公認審判員資格の再取得について、令和2年8月2日に開催された公益財団法人日本バド ミントン協会理事会において協議がなされ、下記のように承認されました。

上記の(1)(4)に関して失効した公認審判員資格について、下記のとおり再取得ができる。

(1) 審判員資格登録を更新しないときの場合

失効していた更新回数分の資格登録料と支払っていない年度の本会会員費、及び**更新回数分**の再取 得費(各級の取得時の資格認定申請料(3級1,000円・2級3,000円・1級4,000円)を支払うこと で再取得を認める(2023年1月修正)。(資格登録料・再取得費はいずれも外税です)

(4) 本会の会員でなくなったときの場合

支払っていない年度の本会会員費を支払うことで再取得を認める。

## 但し、当該年度を含めて2回までとする。(令和3年2月27日理事会決定事項)

上記通達に基づいて審判資格失効者の再取得の受付をいたします。なお、会員資格及び審判資格のコンピュータ管理システムで確認可能な範囲での失効者再取得となりますのでご注意ください。

(2024 年度より申請費・登録費の改訂があり、再取得時の費用が一部変更になっております。) 再取得の受付フロー

受付セクション:東京都バドミントン協会審判部

受付方法:再取得を希望される方は支部を通じて審判部に再取得希望の旨をご連絡ください。

審判部にて再取得の可否並びに費用の確認をした上でご連絡いたします。

費用の支払い:審判部からの費用連絡後、所定の費用をお支払い下さい。

### 審判部口座への振り込み。

「審判資格再取得申請書」の提出(添付にて配布。ホームページ掲載)

再取得処理:振込が確認出来ましたら審判部(審判資格管理者)にて再取得処理を行います。

#### ※注記

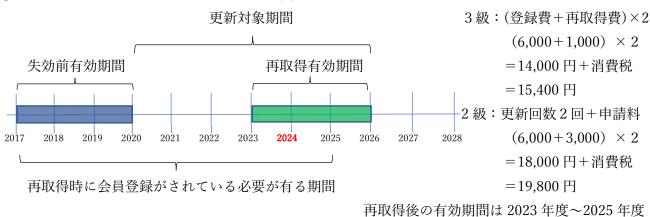
- ①再取得時に会員登録がされている必要が有る期間の会員登録がされていない場合には、その期間 の会員登録処理を支部から行ったうえで、再取得申請を行って下さい。
- ②上記の再取得処理は、「会員登録システム」に失効する前の審判員資格が記録されている方が対象 です。
- ③「会員登録システム」に失効する前の審判資格が記録されてなくても、失効した時の審判手帳をお 持ちの場合には、手帳のコピーを添えて東京都バドミントン協会審判部ご連絡ください。 「会員登録システム | に失効する前の審判資格の記載を申請し、記載されましたら再取得処理のご

## 再取得費用並びに再取得後の有効期間

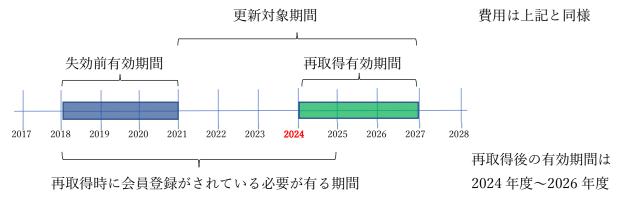
案内をいたします。

失効期間及び再取得年度により、必要な費用及び再取得時の資格有効期間が異なりますので、以下に 例示します。

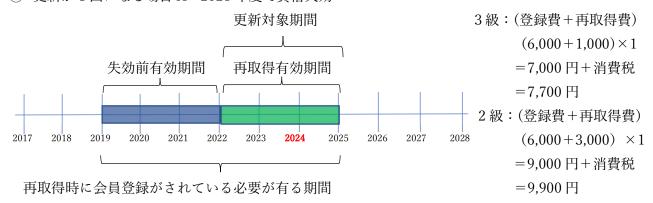
- 1. 2級・3級(どちらも資格の有効期間は3年です)いずれも2023年度に再取得した場合を示す。 ※2級・3級は2017年度までの資格の方は、再取得できません。
- ① 更新が2回になる場合A ~2019年度で資格失効



② 更新が2回になる場合B 2020年度で資格失効



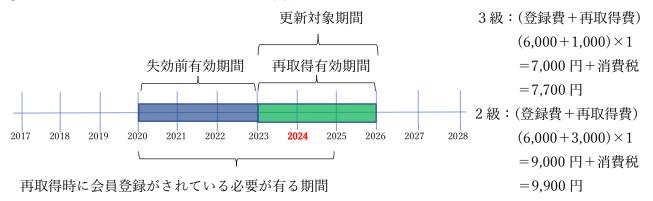
## ③ 更新が1回になる場合A 2021年度で資格失効



再取得後の有効期間は 2022 年度~2024 年度

## ※2024年度中に更に更新が必要です。

## ④ 更新が1回になる場合B 2022年度で資格失効



再取得後の有効期間は 2023 年度~2025 年度

# ※2025年度中に次の更新が必要です。

# ⑤ 更新が1回になる場合 C 2023 年度で資格失効

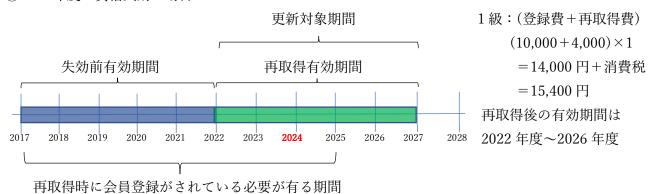


再取得後の有効期間は2024年度~2026年度

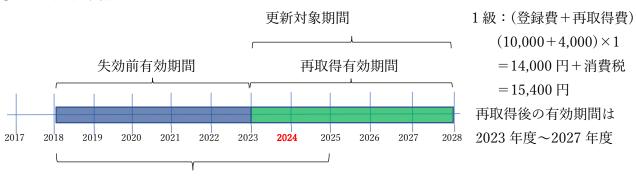
## ※昨年度更新を忘れた方はこれに相当します。

# 2. 1級(資格の有効期間は5年です)

## ①2021 年度で資格失効の場合

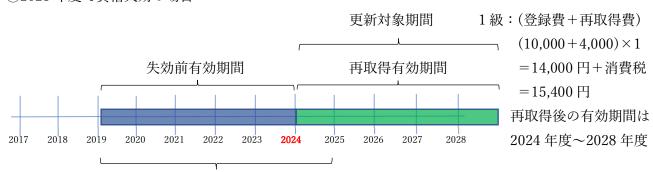


# ②2022 年度で資格失効の場合



再取得時に会員登録がされている必要が有る期間

## ③2023 年度で資格失効の場合



再取得時に会員登録がされている必要が有る期間

## 上記再取得に関する問合せ先

東京都バドミントン協会審判部

担当者:原正人

問合せ先電話番号:090-7906-9642

※早朝・夜間のご連絡はお控えください。